

地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会（仮称）について

【本分科会の位置付け】

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」別紙において「当面の重点事項」として掲げた、「消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進」に関し、その実現に向けた検討を行う。

【委員】

推進会議委員のうちから5名程度会長が指名し、分科会構成員の中から座長を選出する。

【本分科会の方向性・検討事項案】

基本方針の別紙においては、消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進を当面の重点事項として掲げているところ、消費者教育は、生涯を通じ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行うべきであることは、消費者教育推進法及び基本方針本文においても示されているとおりである。

現在、消費者教育推進会議の下で開催している若年者に対する消費者教育分科会において、学校教育の場における若年者への消費者教育の充実について様々な検討が進められているが、一方で、それ以外の世代・層に対しても消費者教育の機会が提供されることが重要である。しかしながら、そのような場や機会を設けることは容易ではなく、全ての消費者に対して教育を受ける機会が提供されるためには、地域における消費者教育の充実が図られ、様々な機会を捉えて消費者教育が実施されることが必要である。これまでにも、特に消費者教育推進法の施行以降、全国で取組が進められてきたところであるが、更なる充実・展開の必要性が、消費者教育に携わる者の中で課題として認識されている。

このような、多様な主体が連携・協働した体制づくりを踏まえた消費者教育の推進に係る取組について、それらを一層普遍的なものとして継続し、また、広げていくため、特に基本方針に掲げられた以下の3点の充実及び強化が課題である。

- ・ 消費生活センターの拠点化
- ・ 消費者教育コーディネーターによる、関係者と場をつなぐための調整
- ・ 結節点としての消費者教育推進地域協議会の実効的な活用

本分科会では、この3点について、実態調査及びヒアリング等を通じて、その具体的方策を検討することとする。

【分科会立上げ・検討の進め方】

1. 分科会の立上げについて、消費者教育推進会議において議決

【資料1】全国の消費者教育コーディネーターの本職及び担当業務

【資料2】消費者教育コーディネーターを設置している地方公共団体における、消費者教育・啓発・広報事業等

【資料3】全国の消費者教育推進地域協議会の設置状況及び概要（名称、開催頻度・回数、構成員の属性等）

【資料4】消費生活センター等の他機関との連携により実施している、大学等における講義・ゼミでの消費者教育の事例

2. 第1回分科会

消費者教育推進会議において聴取した委員の御意見をもとに、今後検討すべき事項及び検討に当たって必要な調査・ヒアリング等を議論。

3. 第2回分科会以降

第1回分科会における議論を踏まえ、事務局において調査を実施するとともに、必要に応じて、第2回以降の分科会の場において有識者等のヒアリングを実施。

【時期】

平成31年2月から開始（隔月開催）。